

びわこの 考湖学

16

近年、琵琶湖の水面を賑わしているのは遊覧船やヨット、ジェットスキーですが、中世の琵琶湖に「堅田湖賊」と呼ばれ、恐れられていた人々がいたことを存じでしょうか。

彼らは、今は琵琶湖大橋が架けられている琵琶湖のくびれた箇所、西岸南側に位置する堅田を本拠地とし、近世には「諸浦の親郷」と呼ばれていました。

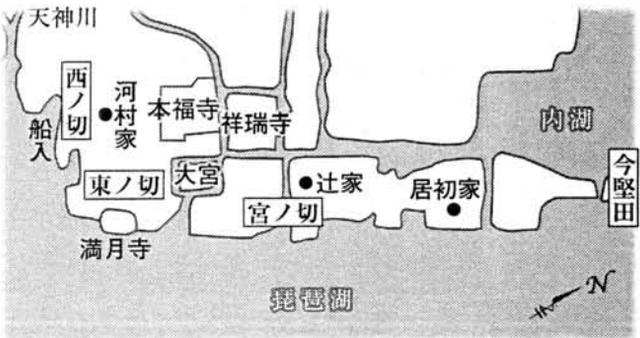
堅田の名は、平安時代後葉の永承5(1050)年の文献に初めて登場します。これは、元興寺領愛智庄から年貢米を運搬した際の経費を記録した書類で、「三十石納船二艘」が、大津へ向かう途中で堅田に立ち寄り、「酒代」を支払ったことを示す「堅田渡酒

直米」との記述があります。ここで言う酒代とは、通行料・関料にあたるものです。

同じころ、漁業権を有する「堅田網人」たちが、天皇、朝廷との関係が深い京・下鴨社の「御厨」(皇室や神社に飲食物を献納した場所)となつていきます。御厨に属する供御人には、琵琶湖で捕った水産物を下鴨社に毎日届ける義務が課せられます。一方、この義務に対しては、琵琶湖での漁業権だけではなく、湖上自由通行特権が与えられます。

また、湖上に関が設けられ

堅田湖賊



る14世紀後半ごろには、山門横川領としての堅田に土地支配権を持つ延暦寺山門に、警察権や関料免除を許可する権限などが与えられたことか

文政8(1825)年の「本堅田古絵図」から想定される中世の堅田。中世には、最も古い東ノ切をはじめ、西ノ切、宮ノ切の3つの自治組織があった。近世に今堅田ができて「堅田四方」と呼ばれた。居初、辻、河村3家の屋敷は近世になってからの位置を示した

ら、堅田の湖上における漁業・通行に対する優位性が一層強化されました。物流がより盛んになった中世には、その商品を狙う人々が琵琶湖でも横行します。そこで、下鴨社領供御人として琵琶湖全域の湖上自由通行特権を主張する堅田衆が警護と水先案内を兼ねて、いわゆる「上乗り」することにより、その船の湖上通行を承認し、航行の安全を保証します。

ただし、堅田衆に上乗りを依頼しない場合、彼らは豹変し、船を襲い物品を略奪するわけです。略奪と表裏一体となつた堅田衆の上乗りは、堅田の湖上支配をより強固なものにするのと同時に、礼金収入の独占による経済的優位性をさらに高めることになりました。

堅田の実質的な運営は「堅田諸侍」と呼ばれる地元小領主層に委ねられ、堺などとものに自治を費く「自由都市」だったとされています。次回は、堅田のシンボルでもある浮御堂周辺から出土した遺物を手がかりに、堅田の暮らしに迫ります。

(滋賀県文化財保護協会)

小竹森直子

警護と略奪で湖上を支配